

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
74	児童扶養手当の支給に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

岡崎市は、児童扶養手当の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

岡崎市長

## 公表日

令和5年4月1日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童扶養手当の支給に関する事務
②事務の概要	<p>児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)に基づき、両親又は父親若しくは母親のどちらかがいない(父または母が重度障がい者を含む)18歳以下(18歳到達の年度の末日まで。心身に中度以上の障がいのある児童は20歳未満)の児童を養育している父、母、養育者に手当を支給する。 ただし、施設入所児童は支給要件から除く。 申請者本人と扶養義務者の所得制限あり。</p> <p>内容としては、主として以下の事務である。</p> <p>【新規申請・額改定請求に関する事務】</p> <p>①認定請求の受付、審査又はその請求に対する応答に関する事務 ②児童扶養手当証書に関する事務 ③額改定請求の受付、審査又はその請求に対する応答に関する事務</p> <p>【現況届(更新手続)に関する事務】</p> <p>④現況届の受付(申請管理システムでの受理を含む)、審査又はその届出に対する応答に関する事務</p> <p>【その他の事務】</p> <p>⑤各種変更届の受付、審査に対する事務 ⑥受給資格の喪失に関する事務 ⑦未支払手当の請求(受給者死亡)の受付、審査又はその請求に回答する事務 ⑧受給者の転入、転出に係る台帳移管事務 ⑨支払管理事務 ⑩受給者台帳管理及び統計処理事務 ⑪支給停止関係届の受付、審査又はその届出に対する応答に関する事務 ⑫公的年金給付等受給状況届の受付、審査又はその届出に対する応答に関する事務</p> <p>上記のうち、特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。</p> <p>①認定請求の受付、審査又はその請求に対する応答に関する事務 ②児童扶養手当証書に関する事務 ③額改定請求の受付、審査又はその請求に対する応答に関する事務 ④現況届の受付(申請管理システムでの受理を含む)、審査又はその届出に対する応答に関する事務 ⑪支給停止関係届の受付、審査又はその届出に対する応答に関する事務 ⑫公的年金給付等受給状況届の受付、審査又はその届出に対する応答に関する事務</p>
③システムの名称	福祉総合システム(児童福祉) 中間サーバーコネクタ(団体内統合宛名管理システム) 中間サーバー 住民基本台帳ネットワークシステム 宛名管理システム データ連携基盤(庁内連携システム) 住民記録システム(既存住民基本台帳システム) サービス検索・電子申請機能 申請管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
児童扶養手当情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)第9条第1項 別表第1の37の項

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 番号利用法第19条第8号 別表第2の57の項  【情報提供の根拠】 番号利用法第19条第8号 別表第2の13、16、26、30、47、64、65、87、106、116の項 【16 児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する情報】
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	こども部子育て支援室
②所属長の役職名	子育て支援室長
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	444-8601 愛知県岡崎市十王町二丁目9番地 岡崎市こども部子育て支援室
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	444-8601 愛知県岡崎市十王町二丁目9番地 岡崎市こども部子育て支援室 (0564-23-6150)

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1万人以上10万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年1月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年1月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)[ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ <input type="radio"/> ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年2月15日	I-1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	【新規申請・額改定請求に関する事務】	【新規申請・額改定請求に関する事務】	事後	字句の整理
平成29年2月15日	I-1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	【その他の事務】 ⑤～⑩ 略  上記のうち、特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。 ①～③ 略 ⑦未支払手当の請求(受給者死亡)の受付、審査又はその請求に回答する事務	【その他の事務】 ⑤～⑩ 略 ⑪支給停止関係届の受付、審査又はその届出に対する応答に関する事務  上記のうち、特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。 ①～③ 略 ④現況届の受付、審査又はその届出に対する応答に関する事務 ⑪支給停止関係届の受付、審査又はその届出に対する応答に関する事務	事後	事務内容の確認による修正
平成29年2月15日	全般	「番号法」	「番号利用法」	事後	法改正に伴う略称の変更のため
平成30年3月23日	I-5 評価実施機関における担当部署 ②所属長	こども育成課長 市川典子	こども育成課長 高井俊夫	事後	人事異動による修正
平成31年4月1日	I-5 評価実施機関における担当部署 ②所属長	こども育成課長 高井 俊夫	こども育成課長	事後	
平成31年4月1日	I-1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	【現況届(更新手続)に関する事務】 ④現況届の受付、審査又はその届出に対する応答に関する事務	【現況届(更新手続)に関する事務】 ④現況届の受付(サービス検索・電子申請機能での受理を含む)、審査又はその届出に対する応答に関する事務	事後	サービス検索・電子申請機能による電子申請受付の開始のため
平成31年4月1日	I-2 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	上記のうち、特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。 ①認定請求の受付、審査又はその請求に対する応答に関する事務 ②児童扶養手当証書に関する事務 ③額改定請求の受付、審査又はその請求に対する応答に関する事務 ④現況届の受付、審査又はその届出に対する応答に関する事務	上記のうち、特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。 ①認定請求の受付、審査又はその請求に対する応答に関する事務 ②児童扶養手当証書に関する事務 ③額改定請求の受付、審査又はその請求に対する応答に関する事務 ④現況届の受付(サービス検索・電子申請機能での受理を含む)、審査又はその届出に対する応答に関する事務	事後	サービス検索・電子申請機能による電子申請受付の開始のため
平成31年4月1日	I-3 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	福祉総合システム(児童福祉) 中間サーバーコネクタ(団体内統合宛名管理システム) 中間サーバー 住民基本台帳ネットワークシステム 宛名管理システム データ連携基盤(庁内連携システム) 住民記録システム(既存住民基本台帳システム)	福祉総合システム(児童福祉) 中間サーバーコネクタ(団体内統合宛名管理システム) 中間サーバー 住民基本台帳ネットワークシステム 宛名管理システム データ連携基盤(庁内連携システム) 住民記録システム(既存住民基本台帳システム) サービス検索・電子申請機能	事後	サービス検索・電子申請機能による電子申請受付の開始のため
平成31年4月1日	IVリスク対策 1.提出する特定個人情報保護評価書の種類	-	基礎項目評価書	事後	
平成31年4月1日	IVリスク対策 2.特定個人情報の入手(情報ネットワークシステムを通じた入手を除く。)	-	十分である	事後	
平成31年4月1日	IVリスク対策 3.特定個人情報の使用 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	-	十分である	事後	
平成31年4月1日	IVリスク対策 3.特定個人情報の使用 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用させるリスクへの対策は十分か	-	十分である	事後	
平成31年4月1日	IVリスク対策 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託	-	十分である	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年4月1日	IVリスク対策 5.特定個人情報の提供・移転 (委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)	-	十分である	事後	
平成31年4月1日	IVリスク対策 6.情報提供ネットワークとの接続 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	-	十分である	事後	
平成31年4月1日	IVリスク対策 6.情報提供ネットワークとの接続 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	-	十分である	事後	
平成31年4月1日	IVリスク対策 7.特定個人情報の保管・消去	-	十分である	事後	
平成31年4月1日	IVリスク対策 8.監査	-	[○] 自己点検 [○] 内部監査 [ ] 外部監査	事後	
平成31年4月1日	IVリスク対策 9.従業員に対する教育・啓発	-	十分に行っている	事後	
令和2年10月1日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務	<p>【その他の事務】</p> <p>⑤各種変更届の受付、審査に対する事務 ⑥受給資格の喪失に関する事務 ⑦未支払手当の請求(受給者死亡)の受付、審査又はその請求に応答する事務 ⑧受給者の転入、転出に係る台帳移管事務 ⑨支払管理事務 ⑩受給者台帳管理及び統計処理事務 ⑪支給停止関係届の受付、審査又はその届出に対する応答に関する事務</p> <p>上記のうち、特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。 ①認定請求の受付、審査又はその請求に対する応答に関する事務 ②児童扶養手当証書に関する事務 ③額改定請求の受付、審査又はその請求に対する応答に関する事務 ④現況届の受付(サービス検索・電子申請機能での受理を含む)、審査又はその届出に対する応答に関する事務 ⑪支給停止関係届の受付、審査又はその届出に対する応答に関する事務</p>	<p>【その他の事務】</p> <p>⑤各種変更届の受付、審査に対する事務 ⑥受給資格の喪失に関する事務 ⑦未支払手当の請求(受給者死亡)の受付、審査又はその請求に応答する事務 ⑧受給者の転入、転出に係る台帳移管事務 ⑨支払管理事務 ⑩受給者台帳管理及び統計処理事務 ⑪支給停止関係届の受付、審査又はその届出に対する応答に関する事務 ⑫公的年金給付等受給状況届の受付、審査又はその届出に対する応答に関する事務</p> <p>上記のうち、特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。 ①認定請求の受付、審査又はその請求に対する応答に関する事務 ②児童扶養手当証書に関する事務 ③額改定請求の受付、審査又はその請求に対する応答に関する事務 ④現況届の受付(サービス検索・電子申請機能での受理を含む)、審査又はその届出に対する応答に関する事務 ⑪支給停止関係届の受付、審査又はその届出に対する応答に関する事務 ⑫公的年金給付等受給状況届の受付、審査又はその届出に対する応答に関する事務</p>	事後	公的年金給付等受給状況に関する情報連携の本格運用が開始されたため
令和2年10月1日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携	【情報提供の根拠】 ・番号利用法第19条第7号 別表第2の13、16、26、30、47、64、65、87、116の項 ・別表第2主務省令第10条の3、第12条、第19条、第35条、第36条、第44条、第59条の2	【情報提供の根拠】 ・番号利用法第19条第7号 別表第2の13、16、26、30、47、64、65、87、106、116の項 ・別表第2主務省令第10条の3、第12条、第19条、第35条、第36条、第44条、第53条、第59条の2	事後	根拠の確認による修正
令和2年10月1日	IIしきい値判断項目1、対象人数いつ時点の計数か	平成31年1月1日 時点	令和2年2月1日 時点	事後	
令和2年10月1日	IIしきい値判断項目2、対象人数いつ時点の計数か	平成31年1月1日 時点	令和2年2月1日 時点	事後	
令和3年4月1日	I-5 評価実施機関における担当部署 ①部署	こども部こども育成課	こども部子育て支援室	事後	
令和3年4月1日	I-5 評価実施機関における担当部署 ②所属長	こども育成課長	子育て支援室長	事後	
令和3年4月1日	I-7 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	444-8601 愛知県岡崎市十王町二丁目9番地 岡崎市こども部こども育成課	444-8601 愛知県岡崎市十王町二丁目9番地 岡崎市こども部子育て支援室	事後	
令和3年4月1日	I-8 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	444-8601 愛知県岡崎市十王町二丁目9番地 岡崎市こども部こども育成課 (0564-23-6150)	444-8601 愛知県岡崎市十王町二丁目9番地 岡崎市こども部子育て支援室 (0564-23-6150)	事後	
令和3年9月1日	I-4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号利用法第19条第7号	番号利用法第19条第8号	事後	法改正に伴う修正であり、事前の提出・公表が義務付けられない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年4月1日	I 3法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)第9条第1項 別表第1の37の項</li> <li>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第29条</li> </ul>	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)第9条第1項 別表第1の37の項	事後	
令和4年4月1日	I 4②法令上の根拠	<p>【情報照会の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>番号利用法第19条第8号 別表第2の57の項</li> </ul> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第2主務省令」という。)第31条</p> <p>【情報提供の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>番号利用法第19条第8号 別表第2の13、16、26、30、47、64、65、87、106、116の項</li> <li>別表第2主務省令第10条の3、第12条、第19条、第35条、第36条、第44条、第53条、第59条の2</li> <li>【16 児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する情報】</li> </ul>	<p>【情報照会の根拠】</p> <p>番号利用法第19条第8号 別表第2の57の項</p> <p>【情報提供の根拠】</p> <p>番号利用法第19条第8号 別表第2の13、16、26、30、47、64、65、87、106、116の項</p> <p>【16 児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する情報】</p>	事後	
令和4年4月1日	II しいき値判断項目 1、対象人数 2、対象人数 いつ時点の計数か	令和2年2月1日 時点	令和4年1月1日 時点	事後	
令和5年4月1日	I-1 特定個人情報ファイル を取り扱う事務 ②事務の概要	<p>(省略)</p> <p>【現況届(更新手続)に関する事務】</p> <p>④現況届の受付(サービス検索・電子申請機能での受理を含む)、審査又はその届出に対する応答に関する事務</p> <p>【その他の事務】</p> <p>(省略)</p> <p>上記のうち、特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。</p> <p>①認定請求の受付、審査又はその請求に対する応答に関する事務</p> <p>②児童扶養手当証書に関する事務</p> <p>③額改定請求の受付、審査又はその請求に対する応答に関する事務</p> <p>④現況届の受付(サービス検索・電子申請機能での受理を含む)、審査又はその届出に対する応答に関する事務</p> <p>⑪支給停止関係届の受付、審査又はその届出に対する応答に関する事務</p> <p>⑫公的年金給付等受給状況届の受付、審査又はその届出に対する応答に関する事務</p>	<p>(省略)</p> <p>【現況届(更新手続)に関する事務】</p> <p>④現況届の受付(申請管理システムでの受理を含む)、審査又はその届出に対する応答に関する事務</p> <p>【その他の事務】</p> <p>(省略)</p> <p>上記のうち、特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。</p> <p>①認定請求の受付、審査又はその請求に対する応答に関する事務</p> <p>②児童扶養手当証書に関する事務</p> <p>③額改定請求の受付、審査又はその請求に対する応答に関する事務</p> <p>④現況届の受付(申請管理システムでの受理を含む)、審査又はその届出に対する応答に関する事務</p> <p>⑪支給停止関係届の受付、審査又はその届出に対する応答に関する事務</p> <p>⑫公的年金給付等受給状況届の受付、審査又はその届出に対する応答に関する事務</p>	事後	
令和5年4月1日	I-1 特定個人情報ファイル を取り扱う事務 ③システムの名称	<p>福祉総合システム(児童福祉)</p> <p>中間サーバーコネクタ(団体内統合宛名管理システム)</p> <p>中間サーバー</p> <p>住民基本台帳ネットワークシステム</p> <p>宛名管理システム</p> <p>データ連携基盤(庁内連携システム)</p> <p>住民記録システム(既存住民基本台帳システム)</p> <p>サービス検索・電子申請機能</p>	<p>福祉総合システム(児童福祉)</p> <p>中間サーバーコネクタ(団体内統合宛名管理システム)</p> <p>中間サーバー</p> <p>住民基本台帳ネットワークシステム</p> <p>宛名管理システム</p> <p>データ連携基盤(庁内連携システム)</p> <p>住民記録システム(既存住民基本台帳システム)</p> <p>サービス検索・電子申請機能</p> <p>申請管理システム</p>	事後	
令和5年4月1日	II しいき値判断項目1、対象人数いつ時点の計数か	令和4年1月1日 時点	令和5年1月1日 時点	事後	
令和5年4月1日	II しいき値判断項目2、取扱者数いつ時点の計数か	令和4年1月1日 時点	令和5年1月1日 時点	事後	